

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その  
日か、翌日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(保険課)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

### ◇ 公 告

自衛官の募集(消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

る政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇 一五	平成三年六月一日
上原整形外科医 院	東伯郡羽合町大字長瀬六八三 一	〃
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	〃

### 鳥取県告示第五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 義 孝 八頭郡船岡町大字殿五三九

平成三年五月十九日退任

鳥取県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成三年六月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年六月二十八日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

公 告

自衛隊法施行令（昭和28年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成3年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成3年6月28日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

- 1 採用する自衛官  
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間

- (1) 男子 平成3年7月1日から同年9月30日まで
- (2) 女子 平成3年8月1日から同年9月30日まで

3 試験期日

- (1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

- (2) 女子 平成3年10月7日

4 試験場

- (1) 男子

ア 鳥取市鍛冶町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部

イ 倉吉市山根540 パールビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務

所

- (2) 女子

米子市阿三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

- (1) 男子 募集期間中の毎月

- (2) 女子 平成4年3月

6 その他

- (1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上

の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験種目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査
- エ 口述試験